

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	動物の愛護及び管理に関する法律	法令番号	昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号		
手続名	特定動物の飼養又は保管の許可の取り消し	根拠条項	法第 2 9 条		
処分基準	根拠条例 動物の愛護及び管理に関する法律 第二十九条 都道府県知事は、特定動物飼養者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。 <ul style="list-style-type: none"> 一 不正の手段により特定動物飼養者の許可を受けたとき。 一 の二 飼養又は保管の目的が第二十六条第一項に規定する目的に適合するものでなくなったとき。 二 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第二十七条第一項第二号に規定する基準に適合しなくなったとき。 三 第二十七条第一項第三号八に該当することとなったとき。 四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。 				
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 保健福祉事務所	交付機関 保健福祉事務所	目次